第３号様式（第６条第１項関係）

| 市長 | 副市長 | 部長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 主査・主査補 | 班員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | 財政課 | | | | | |
| | 行政経営改革課 | | | | | |

平成30年8月1日

# 会議結果報告書（行政経営戦略会議）

１　日時及び場所

平成30年8月1日（水）午前9時30分～　本庁舎3階会議室301

２　出席者

財政課　津々木課長、澤木主査、武藤主査補
企画政策課　中村課長、冨田主査、多納主事
行政経営改革課　高山課長、元田主査補、佐藤主任主事
教育総務課　岡本課長

３　件名

財政推計の見直しと財政健全化の取組みについて

４　会議結果

☐ 案のとおり決定する。
■ 一部修正の上、決定する。
☐ 継続して検討する。
☐ 案を否決する。
☐ 報告を了承する。

５　会議内容

・エアコン稼働を平成３４年度からとして財政推計を作成したが、平成３０年度の記録的な猛暑が翌年度以降も続く可能性があることから、児童生徒の健康を最優先に考え、平成３１年度に前倒しして稼働する場合の財政推計を作成したところ、この場合においても持続的な財政運営が行える見込みとなったため、平成３１年度からの稼働としたいが、各部長の意見はどうか。
→出席した部長全員が賛成した。
・エアコン設置について、国の財政支援の動向はどうか。
→国は学校施設環境改善交付金により支援を行う見込みだが、今年の全国的な内示の状況を見ると内示を得られる確証はない。なお、そもそも基本方針に定めているリース方式は交付金の対象外である。
・財政推計において、後期基本計画期間中に大規模事業は含まれているか。
→継続的な事業は含んでいる。実施時期や規模等が未定の公共施設の改修工事などは枠として見込んでいる。

【決定内容】
・エアコンについては、平成３１年度に普通教室のみ１３年リースで設置することとし、資料１の「５　財政推計」の表を資料２に修正することとする。

・「１　財政推計の見直しと財政健全化の取組み策定の経緯」において、財政推計上、平成３１年度からエアコン設置を見込んだ旨を加える。
・「４　財政健全化の取組み項目（予定）」のうち、「（３）財政健全化の取組みによる効果額」の部分に、なお書きとして「市民に受益者負担の適正化についての理解を得るよう努める」旨を追加する。
・「６　財政推計　前提条件」のうち【全体項目】の部分におけるエアコンの設置年度を「平成３４年度」から「平成３１年度」に変更し、併せて事業費についても変更する。

【指示】
・エアコンの稼働は平成３１年９月の見込みだが、低学年だけでも前倒しして稼働できないか手法等を検討すること。併せて、夏休みの前倒しなどを検討すること。
・エアコンの稼働が遅れることなく確実に行えるよう、リース期間の設定方法並びに予算計上、議決及び工事期間などのスケジュール等について関係課に確認しながら進めること。

備考　会議内容を簡潔に記載すること。

第1号様式その1（第4条第4項関係）

平成 30 年 8 月 1 日

# 付議書（行政経営戦略会議）

部課名　企画財政部（財政課、企画政策課）、総務部（行政経営改革課）

| | | |
|---|---|---|
| 件　　名 | | 財政推計の見直しと財政健全化の取組みについて |
| 現状・課題 | | 平成30年度の当初予算編成は、財源不足により財政調整基金取崩額を前年度より1億5千万円以上増やす大変厳しいものとなり、総合計画に位置付けていない小中学校のエアコン設置への事業着手を見送った。<br>今後も公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれるが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に乖離が生じている。 |
| 付議事案 | 目的 | 計画的かつ持続可能な行財政運営を図る。 |
| | 対応方策 | 【財政推計の見直し】団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年度を一つの分岐点と捉え、その後の状況を見据えた取り組みができるように、平成42（2030）年度までの13年間の推計を策定する（ただし、平成38年度以降は参考値）。推計に当たっては、平成29年度決算見込額を基に各課等において計画事業等政策決定されている事業等について各年度の決算見込額を積算する。<br>【財政健全化の取組み】財政推計と現状の乖離は主に義務的経費の歳出増に因るが、市税等の増収が見込めないことから、不足する財源を補てんするため、行政経営改革実施計画の取組に加えて健全な財政を維持するための取組みを行う。 |
| 論点（決定を要する事項） | | ・財政推計<br>・財政健全化の取組み（項目、実施時期、効果見込額）<br><br>※オブザーバーとして教育総務課長の出席を求めます。 |
| 部内会議や関係課等との調整結果（主な意見・懸案事項） | | 【財政推計の見直し】<br>・財政推計策定説明会（4/13課長対象）、（4/16、17主任対象）<br><br>【財政健全化の取組み】<br>・プライベートコメント（4/6～5/7全職員対象）<br>・職員意見交換会（5/15～5/18主任対象）<br>・担当課ヒアリング（6/27～7/3担当課長、担当者対象） |
| スケジュール | | ・8月最終週：職員への説明会<br>・9月13日：議会への説明（臨時全員協議会） |

| スケジュール | 項目 | 有無 | 方法（時期） | 項目 | 有無 | 方法（時期） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 条例規則 | 無 | | 報道発表 | 無 | |
| | 議会説明 | 有 | 全員協議会（H30.9月） | 広報・HP等 | 有 | 広報、HP（H30.9月） |
| | 市民参加 | 無 | | | | |
| | 付議書公表 | □ 公開 □ 非公開 □ 部分非 ■ 時限非（　　議会説明 まで） | | | | |

| 参考情報 | | |
|---|---|---|
| | 関係法令等 | なし |
| | 関係課 | 全課 |
| | 事業費 | 0 千円 （うち特定財源　　千円） |

資料１

# 財政推計の見直しと
# 財政健全化の取組み

平成30（2018）年度～平成42（2030）年度

平成30（2018）年8月

白井市

## １　財政推計の見直しと財政健全化の取組み策定の経緯

平成３０（2018）年度の当初予算は、財源不足により財政調整基金の取り崩し額を前年度より１億５千万円以上増やす大変厳しい予算編成となりました。その結果、予定していた小中学校のエアコン設置については、事業実施後も維持管理費等の経費を要することから、第５次総合計画後期実施計画に位置付けたうえで財源等の見通しを立てて実施することとし、平成３０（2018）年度の事業着手を見送りました。

今後も公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の増加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第５次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間には乖離が生じています。

そこで、計画的かつ持続可能な行財政運営を進めるうえで今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、かつ、小中学校のエアコン設置を考慮して財政推計を見直すこととしました。また、財政推計と現状の間の差は主に歳出の義務的経費増大に因ることから、財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組みを策定することとしました。

## ２　財政推計と財政健全化の取組みの期間

財政推計と財政健全化の取組みの期間は、平成３０（2018）年度から平成４２（2030）年度までの１３年間とします。

ただし、財政推計については、団塊の世代が後期高齢者となる平成３７（2025）年度を一つの分岐点と捉え、その後の状況を見据えた取り組みができるように長期間の推計となっています。長期間の推計では、後年度になるほど各種制度の変更等不透明な要素が増えることから、第５次総合計画の期間である平成３７（2025）年度までを基本とし、平成３８（2026）年度からの５年間は参考値とします。

## 3 財政推計（現行の財政運営を続けた場合）

現行の財政運営を続けた（小中学校のエアコン設置を行わない）場合、平成38（2026）年度には財政調整基金残高がなくなります。 【百万円】

| 科目 | | 第5次総合計画 前期基本計画 平成29年度（2017年度）決算見込み | 平成30年度（2018年度） | 平成31年度（2019年度） | 平成32年度（2020年度） | 平成33年度（2021年度） | 平成34年度（2022年度） | 平成35年度（2023年度） | 平成36年度（2024年度） | 平成37年度（2025年度） | 合計 | 参考値 平成38年度（2026年度） | 平成39年度（2027年度） | 平成40年度（2028年度） | 平成41年度（2029年度） | 平成42年度（2030年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 地方税 | 9,151 | 9,065 | 9,112 | 9,132 | 9,001 | 8,997 | 8,993 | 8,899 | 8,896 | 81,246 | 8,868 | 8,842 | 8,831 | 8,815 | 8,721 |
| | 地方交付税 | 937 | 946 | 929 | 951 | 967 | 1,000 | 1,016 | 1,027 | 1,021 | 8,794 | 1,038 | 1,059 | 1,069 | 1,079 | 1,089 |
| | 国庫支出金 | 2,725 | 2,381 | 2,796 | 2,798 | 2,861 | 2,536 | 2,521 | 2,471 | 2,518 | 23,607 | 2,524 | 2,544 | 2,580 | 2,625 | 2,641 |
| | 県支出金 | 1,041 | 1,067 | 1,079 | 1,109 | 1,075 | 1,077 | 1,094 | 1,090 | 1,097 | 9,729 | 1,078 | 1,087 | 1,086 | 1,065 | 1,081 |
| | 地方債 | 3,227 | 3,388 | 1,730 | 1,697 | 1,897 | 1,189 | 1,198 | 1,144 | 1,122 | 16,592 | 1,124 | 1,108 | 1,108 | 1,104 | 1,104 |
| | 繰入金･繰越金 | 1,966 | 1,660 | 1,236 | 1,534 | 1,662 | 1,847 | 1,840 | 1,853 | 1,827 | 15,425 | 1,817 | 1,947 | 2,044 | 2,106 | 2,212 |
| | そのほか | 3,495 | 2,922 | 3,151 | 2,855 | 2,844 | 2,840 | 2,791 | 2,707 | 2,699 | 26,304 | 2,698 | 2,691 | 2,683 | 2,678 | 2,674 |
| | 歳入合計 | 22,543 | 21,427 | 20,034 | 20,076 | 20,307 | 19,485 | 19,452 | 19,191 | 19,181 | 181,696 | 19,146 | 19,278 | 19,401 | 19,473 | 19,522 |
| 歳出 | 人件費 | 3,438 | 3,473 | 3,493 | 3,523 | 3,518 | 3,534 | 3,554 | 3,568 | 3,602 | 31,703 | 3,596 | 3,614 | 3,635 | 3,649 | 3,682 |
| | 物件費 | 3,072 | 3,307 | 3,313 | 3,288 | 3,218 | 3,255 | 3,279 | 3,250 | 3,250 | 29,232 | 3,199 | 3,228 | 3,238 | 3,226 | 3,197 |
| | 扶助費 | 4,405 | 4,470 | 4,434 | 4,653 | 4,691 | 4,709 | 4,722 | 4,730 | 4,761 | 41,575 | 4,792 | 4,823 | 4,856 | 4,895 | 4,942 |
| | 補助費等 | 2,312 | 2,609 | 2,385 | 2,478 | 2,569 | 2,517 | 2,436 | 2,437 | 2,374 | 22,117 | 2,404 | 2,379 | 2,374 | 2,376 | 2,327 |
| | 普通建設事業費 | 3,537 | 3,030 | 2,130 | 1,984 | 2,276 | 1,176 | 1,153 | 802 | 785 | 16,873 | 809 | 798 | 824 | 837 | 827 |
| | 公債費 | 1,542 | 1,629 | 1,837 | 1,757 | 1,727 | 1,887 | 1,866 | 1,879 | 1,838 | 15,962 | 1,851 | 1,875 | 1,886 | 1,861 | 1,836 |
| | そのほか | 3,238 | 2,228 | 2,419 | 2,393 | 2,307 | 2,408 | 2,441 | 2,526 | 2,571 | 22,531 | 2,495 | 2,561 | 2,587 | 2,629 | 2,711 |
| | 歳出合計 | 21,544 | 20,747 | 20,011 | 20,076 | 20,307 | 19,485 | 19,452 | 19,191 | 19,181 | 179,994 | 19,146 | 19,278 | 19,401 | 19,473 | 19,522 |
| 歳入歳出差引額 | | 999 | 680 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,702 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政調整基金年度末残高（括弧は不足額） | | 2,627 | 2,402 | 2,362 | 2,190 | 1,892 | 1,573 | 1,212 | 717 | 232 | － | 0 (−294) | 0 (−950) | 0 (−1,696) | 0 (−2,496) | 0 (−3,398) |
| 増減 | 繰入金（－）※1 | 666 | 667 | 400 | 572 | 699 | 725 | 751 | 884 | 869 | 6,233 | 909 | 1,039 | 1,131 | 1,188 | 1,292 |
| | 積立金（＋）※2 | 608 | 441 | 337 | 400 | 402 | 406 | 390 | 389 | 384 | 3,757 | 384 | 383 | 386 | 388 | 389 |

**≪財政推計の表の見方≫**

※１　財源不足を補うために財政調整基金から取り崩す額で、表中の歳入項目「繰入金・繰越金」の内数です。

※２　前年度の決算で余ったお金を財政調整基金に積み立てる額で、表中の歳出項目「そのほか」の内数です。

※３　表中の数値は四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

**≪財政推計に当たっての主な不確定要素≫**

【歳入：地方税】

市外へのふるさと納税による地方税に与える影響額（地方税の減収）は年々拡大していますが、今後、影響額がどの程度で推移するか不透明であるため、平成30（2018）年度当初予算の影響額相当額で見込んでいます。

【歳出：人件費】

地方公務員法の改正により、平成32年度から臨時・非常勤職員の任用・勤務条件や給料等の支給内容が変更されるため、増額が見込まれますが、影響額を把握できていないことから見込んでいません。

【歳出：補助費等】

一部事務組合への負担金については、焼却炉の更新など増額が見込まれますが、事業費や実施時期などが決定していないため見込んでいません。

## ４ 財政健全化の取組み項目（予定）

### （１）歳出削減のための取組み

#### ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

| 取組項目 | 取組内容 |
|---|---|
| ①特別職報酬の削減 | 特別職の報酬を、市長１０％、副市長５％、教育長２％削減します。 |
| ②管理職・管理職手当の削減 | 行政組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、管理職手当を１０％削減します。 |
| ③職員数の抑制 | 業務の外部委託等を積極的に活用することで行政組織のスリム化を図り、職員数を抑制するとともに、人件費を削減します。 |
| ④学校補助教員等の採用数の見直し | 児童生徒数の減少に併せ、学校補助教員等の採用数を抑制し、賃金を削減します。 |

#### イ 公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和５４年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減していきます。

| 取組項目 | 取組内容 |
|---|---|
| ①社会教育施設や各センターのあり方の見直し | 人口減少や少子高齢化を見据え、市民ニーズや利便性の観点から、改修やあり方の見直しを行います。 |
| ②桜台小・中学校の自校式給食の見直し | 桜台小・中学校の自校式の給食調理場の老朽化に伴い、最新設備を備えた学校給食共同調理場へ移行します。 |
| ③出張所の窓口の廃止 | マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止します。 |

#### ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

| 取組項目 | 取組内容 |
|---|---|
| ①イベントの統廃合 | 同種同様のイベントなどについては、原則として統廃合することで、コストを削減します。 |
| ②土地の賃借廃止 | 土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止し、賃借料を削減します。 |

| | |
|---|---|
| ③家庭ごみの有料化による<br>ごみ処理料の削減 | 家庭ごみの有料化によりごみ総量を縮減し、ごみ処理料を削減します。 |
| ④その他事務事業の廃止や見直しによる経費の削減 | 継続的に事務事業の目的や効果を検証し、事業の廃止や事務事業を見直すことにより経費を削減します。 |

## （２）歳入確保のための取組み

### ア　自主財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、自主財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

| 取組項目 | 取組内容 |
|---|---|
| ①普通財産の売却 | 「白井市公有財産利活用基本方針」に基づき、将来的に利用の見込みがなく、民間へ売却しても特に支障がない普通財産については売却し、財産売払収入を得ます。 |
| ②企業誘致の推進 | 公益的施設誘導地区に企業誘致を進め、新たな税収を確保します。 |
| ③赤道の市道認定の促進 | 赤道を市道認定することにより、普通交付税などの増加が見込めることから、赤道の市道認定を促進し、普通交付税などの増収を図ります。 |

### イ　受益者負担の適正化

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

| 取組項目 | 取組内容 |
|---|---|
| ①無料の公の施設の利用料金の有料化 | 無料の公の施設について、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討し、適正な使用料・利用料金を徴収します。 |
| ②上下水道料金の適正化 | 一般会計からの基準外繰入を行っている下水道会計及び水道会計については、独立採算制の原則に基づき、下水道料金及び市営水道料金の改定を行います。 |
| ③その他市民サービスに対する受益者負担の適正化 | 市民サービスに対する受益者負担については、公平性の観点から負担額の見直しや所得に応じた負担額の設定等を行い、適正化を図ります。 |

## （３）財政健全化の取組みによる効果額

財政健全化の取組みを着実に実行することにより、平成３０（２０１８）年度から平成４２（２０３０）年度までの効果額は、累計で５０億７，９００万円以上と見込んでいます。

## 5 財政推計

平成34（2022）年度から小中学校（普通教室）のエアコンを稼働した場合、財政健全化の取組みを行うことより、平成42（2030）年度に財政調整基金残高を約7億5千万円確保できる見込みです。

【百万円】

| 科目 | | 第5次総合計画 前期基本計画 平成29年度（2017年度）決算見込み | 平成30年度（2018年度） | 平成31年度（2019年度） | 平成32年度（2020年度） | 平成33年度（2021年度） | 平成34年度（2022年度） | 平成35年度（2023年度） | 平成36年度（2024年度） | 平成37年度（2025年度） | 合計 | 参考値 平成38年度（2026年度） | 平成39年度（2027年度） | 平成40年度（2028年度） | 平成41年度（2029年度） | 平成42年度（2030年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 地方税 | 9,151 | 9,065 | 9,112 | 9,132 | 9,001 | 8,997 | 8,993 | 8,899 | 8,896 | 81,246 | 8,868 | 8,842 | 8,831 | 8,815 | 8,721 |
| | 地方交付税 | 937 | 946 | 929 | 951 | 967 | 1,000 | 1,016 | 1,027 | 1,021 | 8,794 | 1,038 | 1,059 | 1,069 | 1,079 | 1,089 |
| | 国庫支出金 | 2,725 | 2,381 | 2,796 | 2,798 | 2,861 | 2,536 | 2,521 | 2,471 | 2,518 | 23,607 | 2,524 | 2,544 | 2,580 | 2,625 | 2,641 |
| | 県支出金 | 1,041 | 1,067 | 1,079 | 1,109 | 1,075 | 1,077 | 1,094 | 1,090 | 1,097 | 9,729 | 1,078 | 1,087 | 1,086 | 1,065 | 1,081 |
| | 地方債 | 3,227 | 3,388 | 1,730 | 1,697 | 1,897 | 1,189 | 1,198 | 1,144 | 1,122 | 16,592 | 1,124 | 1,108 | 1,108 | 1,104 | 1,104 |
| | 繰入金･繰越金 | 1,966 | 1,660 | 1,361 | 1,536 | 1,662 | 1,947 | 1,942 | 1,955 | 1,930 | 15,959 | 1,919 | 2,049 | 2,146 | 2,208 | 2,314 |
| | そのほか | 3,495 | 2,922 | 3,151 | 2,855 | 2,844 | 2,840 | 2,791 | 2,707 | 2,699 | 26,304 | 2,698 | 2,691 | 2,683 | 2,678 | 2,674 |
| | 歳入合計 | 22,543 | 21,427 | 20,160 | 20,077 | 20,307 | 19,585 | 19,554 | 19,293 | 19,283 | 182,229 | 19,248 | 19,380 | 19,503 | 19,575 | 19,625 |
| 歳出 | 人件費 | 3,438 | 3,473 | 3,493 | 3,523 | 3,518 | 3,534 | 3,554 | 3,568 | 3,602 | 31,703 | 3,596 | 3,614 | 3,635 | 3,649 | 3,682 |
| | 物件費 | 3,072 | 3,307 | 3,313 | 3,288 | 3,218 | 3,355 | 3,380 | 3,350 | 3,350 | 29,633 | 3,299 | 3,329 | 3,339 | 3,326 | 3,298 |
| | 扶助費 | 4,405 | 4,470 | 4,434 | 4,653 | 4,691 | 4,709 | 4,722 | 4,730 | 4,761 | 41,575 | 4,792 | 4,823 | 4,856 | 4,895 | 4,942 |
| | 補助費等 | 2,312 | 2,609 | 2,385 | 2,478 | 2,569 | 2,517 | 2,436 | 2,437 | 2,374 | 22,117 | 2,404 | 2,379 | 2,374 | 2,376 | 2,327 |
| | 普通建設事業費 | 3,537 | 3,030 | 2,130 | 1,984 | 2,276 | 1,176 | 1,153 | 802 | 785 | 16,873 | 809 | 798 | 824 | 837 | 827 |
| | 公債費 | 1,542 | 1,629 | 1,837 | 1,757 | 1,727 | 1,887 | 1,866 | 1,879 | 1,838 | 15,962 | 1,851 | 1,875 | 1,886 | 1,861 | 1,836 |
| | そのほか | 3,238 | 2,228 | 2,482 | 2,395 | 2,307 | 2,408 | 2,443 | 2,528 | 2,573 | 22,602 | 2,497 | 2,563 | 2,589 | 2,631 | 2,713 |
| | 歳出合計 | 21,544 | 20,747 | 20,073 | 20,077 | 20,307 | 19,585 | 19,554 | 19,293 | 19,283 | 180,463 | 19,248 | 19,380 | 19,503 | 19,575 | 19,625 |
| 歳入歳出差引額 | | 999 | 680 | 87 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,766 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政健全化の取組み効果額 | | | | 129 | 181 | 306 | 313 | 358 | 416 | 450 | 2,153 | 546 | 564 | 581 | 611 | 632 |
| 財政調整基金年度末残高 | | 2,627 | 2,402 | 2,401 | 2,413 | 2,421 | 2,315 | 2,215 | 2,041 | 1,910 | － | 1,834 | 1,646 | 1,385 | 1,100 | 734 |
| 増減 | 繰入金（－） | 666 | 667 | 400 | 390 | 393 | 512 | 491 | 566 | 517 | 4,602 | 461 | 573 | 649 | 675 | 758 |
| | 積立金（＋） | 608 | 441 | 400 | 401 | 402 | 406 | 392 | 391 | 386 | 3,827 | 386 | 385 | 388 | 390 | 392 |

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、３ページのとおりです。

## ≪財政健全化の取組み効果額≫

財政健全化の取組みごとの効果額は、以下のとおり見込んでいます。ただし、現時点で効果額を算定できない取組みもあるため、その効果額については、今後の財政推計の見直しの際に追加することとします。

【百万円】

| | 平成31年度（2019年度） | 平成32年度（2020年度） | 平成33年度（2021年度） | 平成34年度（2022年度） | 平成35年度（2023年度） | 平成36年度（2024年度） | 平成37年度（2025年度） | 合計 | 平成38年度（2026年度） | 平成39年度（2027年度） | 平成40年度（2028年度） | 平成41年度（2029年度） | 平成42年度（2030年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政 | 129 | 154 | 228 | 215 | 259 | 316 | 321 | 1,622 | 386 | 403 | 420 | 449 | 446 |
| 特別職報酬の削減 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 14 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 管理職･管理職手当の削減 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 63 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 職員数の抑制（404人→360人に抑制） | 88 | 113 | 187 | 174 | 218 | 275 | 280 | 1,335 | 337 | 354 | 371 | 400 | 397 |
| 事務事業の廃止や見直しによる経費削減 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 210 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 企業誘致の推進 | | | | | | | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 市民（受益者） | | 27 | 78 | 98 | 99 | 100 | 129 | 531 | 160 | 161 | 161 | 162 | 186 |
| 社会教育施設や各センターのあり方の見直し | | | | | | | | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 桜台小･中学校の自校式給食の見直し | | | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 250 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減 | | | | 20 | 20 | 20 | 20 | 80 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 市営水道料金の適正化 | | 27 | 28 | 28 | 29 | 30 | 59 | 201 | 60 | 61 | 61 | 62 | 86 |
| 合計 | 129 | 181 | 306 | 313 | 358 | 416 | 450 | 2,153 | 546 | 564 | 581 | 611 | 632 |

## ６ 財政推計 前提条件

【全体項目】

・基礎数値は、平成29年度普通会計（一般会計と学校給食共同調理場事業特別会計）における決算見込み額とする。
・推計期間は、平成30年度から平成42年度とする。ただし、長期間の推計となり、後年度になるほど各種制度の方向性が不透明なことから、第5次総合計画期間終了後の平成38年度以後は参考数値とする。
・推計に当たっては、平成30年4月現在の各種制度と市の各種計画に基づき、事業ごとに経費および財源を積算し、それを積み上げて推計する。ただし、推計時点で制度変更の詳細が判明しているものは、当該変更を見込むこととし、制度変更の詳細が判明していないものは、現行のとおりとする。
・推計値の算定に必要な人口は、第５次総合計画の策定に当たって平成26年12月に作成した人口推計を採用する。ただし、人口推計と平成30年4月現在における人口の年齢構成の差異については、現状に合わせて補正する。
・消費税等については、平成31年10月から、税率が10%に引き上げられることを見込んで推計する。
・新規の大規模事業として、以下の事業の実施を見込んで推計する。
①小中学校の普通教室へのエアコン設置【平成34年度～42年度】　総額　約9億4,000万円
②冨士公園の整備【平成32年度～36年度】　総額　約8億2,400万円
③白井駅前歩道橋の耐震補強工事【平成32年度・33年度】　総額　約3億2,500万円

【歳入】

| 項目 | 内容・推計方法 |
|---|---|
| 地方税<br>（市税） | 市民税、固定資産税など、サービスを賄うための財源として、市民や企業などからおさめていただく税金のこと。<br>平成29年度決算見込み額をベースとして、個別の税目ごとに条件を設定して、徴収率を乗じて推計する。<br>～主な税目の推計方法～<br>・個人市民税<br>人口推計による人口変動を考慮し推計する。<br>・法人市民税<br>平成32年度以後の法人税割の税率改正（9.7%→6.0%）による影響、企業誘致の状況を考慮して推計する。<br>・固定資産税・都市計画税<br>土地、家屋に対する課税は、3年に1回、課税の基礎となる評価額の見直し（評価替え）を行っている。<br>土地は、下落傾向にあるため、各年度において、前年度見込み額から1%下落するものとして推計する。<br>家屋は、平成30年度の評価替えの実績から、評価替え年度に4.4%の下落を見込むとともに、新築家屋や企業誘致の状況を考慮して推計する。 |
| 地方交付税 | 国が地方公共団体間の財政力を調整するために、法人税やたばこ税などの国税5税の一部を市町村へ交付するお金のこと。<br>平成30年度の普通交付税額を基礎数値として、「中長期の経済財政に関する試算（H30.1内閣府）」のベースラインケースにおける国の一般会計の「地方交付税等」の対前年伸び率を考慮して推計する。 |
| 国庫支出金 | 特定の事業に対して国から収入される負担金や補助金などのこと。<br>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。 |
| 県支出金 | 特定の事業に対して県から収入される負担金や補助金などのこと。<br>歳出で見込んだ事業費に補助率を乗じて推計する。 |

| | |
|---|---|
| 地方債<br>（借入金） | 主に公共施設の建設などの際に、世代間の負担の公平性を確保するため、建設事業費の一部として、国や金融機関などから長期間借り入れるお金のこと。<br>建設事業債のほか、国の地方交付税の財源が不足しているため、当該不足分に対して市が借り入れる臨時財政対策債がある。<br>・建設事業債<br>歳出で見込んだ事業費に借入率を乗じて推計する。<br>・臨時財政対策債<br>過去3年間の平均借入額で推計する。 |
| 繰入金・繰越金 | ・繰入金<br>特定の事業に充てたり、当該年度の財源不足を補うため、基金（市の預金）を取り崩すお金のこと。<br>・繰越金<br>前年度の決算で余ったお金のこと。<br>・繰入金<br>特定の事業に充てる繰入金は、歳出で見込んだ事業費に応じて推計し、財源不足を補う繰入金は、当該年度の財源不足額で推計する。<br>・繰越金<br>過去３年間の実績に基づき、前年度歳出合計の4%で推計する。 |
| そのほか | ～そのほかの主な項目～<br>・地方譲与税<br>国が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがある。<br>・税交付金<br>県が徴収した税金を一定の配分により市町村へ交付するお金のこと。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などがある。<br>・分担金及び負担金<br>特定の事業の財源として、その事業により利益を受ける人から徴収するお金のこと。<br>・使用料及び手数料<br>市の施設などを利用する人や、市のサービスを受ける人から、その対価として徴収するお金のこと。<br>・地方譲与税<br>平成30年度見込み額や過去3年間の実績に基づき推計する。<br>・税交付金<br>原則として過去3年間の実績に基づき推計する。<br>ただし、地方消費税交付金は、平成31年10月からの地方消費税の税率改正などを考慮して推計する。<br>自動車取得税交付金は、平成31年9月の自動車取得税の廃止を見込み、新たな環境性能割の交付金については、経済産業省の税制改正資料（平成28年2月）を基に見込む。<br>・負担金及び分担金、使用料及び手数料<br>過去数年間の実績に基づき推計する。 |

【歳出】

| 項目 | 内容・推計方法 |
|---|---|
| 共通事項 | 歳出全体に共通する事項<br>人口変動の影響を受けるものは、人口推計を考慮して推計する。<br>前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、現行の制度（詳細が判明している制度変更を含む。）や事業内容が継続するものとして推計する。 |

| | |
|---|---|
| 人件費 | 職員に対する給料や、議員・各委員会の委員への報酬などのこと。<br>平成33年度から定年延長が導入され、3年ごとに1歳ずつ定年年齢が上がり、平成45年に65歳定年になると仮定して推計する。<br>職員数は、平成34年度までは国が行政規模に応じて積算した職員数に近づけることとし、その後は、定年退職分を新規採用で補充するものとして推計する。<br>人件費は、平成30年度見込み額に、退職者、新規採用職員や再任用する職員の人数、職員一人当たりの平均昇給率を加味して推計する。 |
| 物件費 | 主に消費的な性質をもつ経費で、賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料などのこと。<br>共通事項のとおりである。 |
| 扶助費 | 主に生活保護法・児童福祉法・障害者総合支援法などに基づき支給する経費や各種サービスなどの経費で、生活保護費、保育園の運営費、障がい者サービス費などのこと。<br>共通事項のほか、地方消費税交付金の税率改正による増収見込み分のうち、社会保障財源化相当分を計上する。 |
| 補助費等 | 公益上の必要性により、一部事務組合や各種団体・個人などに支出する経費で、助成金、負担金、補助金などのこと。<br>一部事務組合への負担金は、原則として、財政推計を作成している組合の負担金は当該推計値を採用し、財政推計を作成していない組合の負担金は平成30年度見込み額で推計する。<br>それ以外は、共通事項のとおりである。 |
| 普通建設事業費 | 投資的経費の代表的なもので、道路、橋梁、公共施設などを建設・改修する経費などのこと。<br>前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。 |
| 公債費 | 地方債（借入金）の元金・利子を返済するための経費のこと。<br>既に借り入れている地方債に加えて、歳入の地方債で新たに見込んだ額を借り入れるものとして推計する。 |
| そのほか | ～そのほかの主な項目～<br>・維持補修費<br>公共施設などを保全し、維持するための経費のこと。<br>・繰出金<br>下水道事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行えるよう、一般会計から特別会計に繰り出す経費のこと。<br>・維持補修費<br>前期実施計画や各種計画に位置付けている事業については、当該計画に基づき推計し、それ以外については、過去の実績に基づき推計する。<br>・繰出金<br>各特別会計が、各種計画や現行の制度、人口推移などを考慮して推計した上で、安定した運営に必要な経費を推計する。 |

【行政経営改革の効果】

| | |
|---|---|
| 行政経営改革効果額 | 財源不足を補うため、市長・副市長・教育長の報酬の減額、管理職手当の削減、職員数の抑制、内部管理経費の削減などの行政の自助努力を徹底し、歳出の削減に努める。<br>また、市民の理解を得ながら、受益者からの負担額や公共施設のあり方の見直しを進め、歳入の増加・歳出の削減に努める。 |

# ７ 付属資料（財政健全化の取組み後）

## （１）歳入

### ア 歳入規模

歳入については、小中学校の耐震改修工事や庁舎の整備などの大規模事業が終了するなど、普通建設事業の減少に伴う地方債の減少などにより、2018 年度以後は減少が見込まれる。

2020 年度以後、歳入の根幹をなす地方税の減少が見込まれるとともに、新規の計画事業費及びその財源を見込んでいないことなどから、2022 年度以後の歳入規模は、１９０億円前後で推移する。

図１－１　歳入の推移

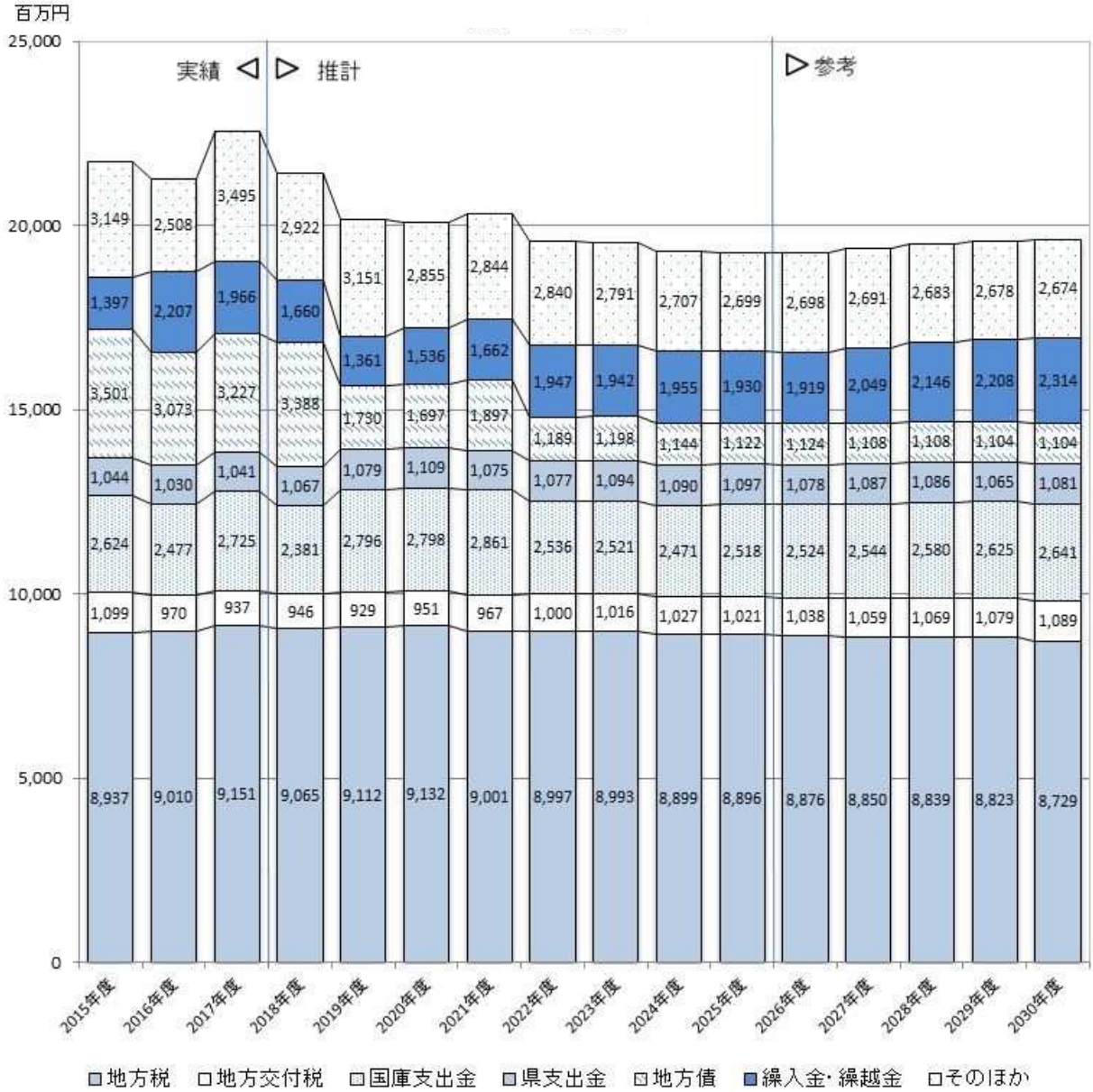


※平成２９年度の数値は決算見込みです。（以下同様）

## イ　自主財源と依存財源

自主財源は、市が自ら徴収する収入で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金などがある。依存財源は、国など他の団体等から受け入れる収入で、地方交付税、国庫支出金、地方債などがある。

自主財源、依存財源ともに、2018 年度以後は減少が見込まれる。

図１－２　自主財源と依存財源の推移

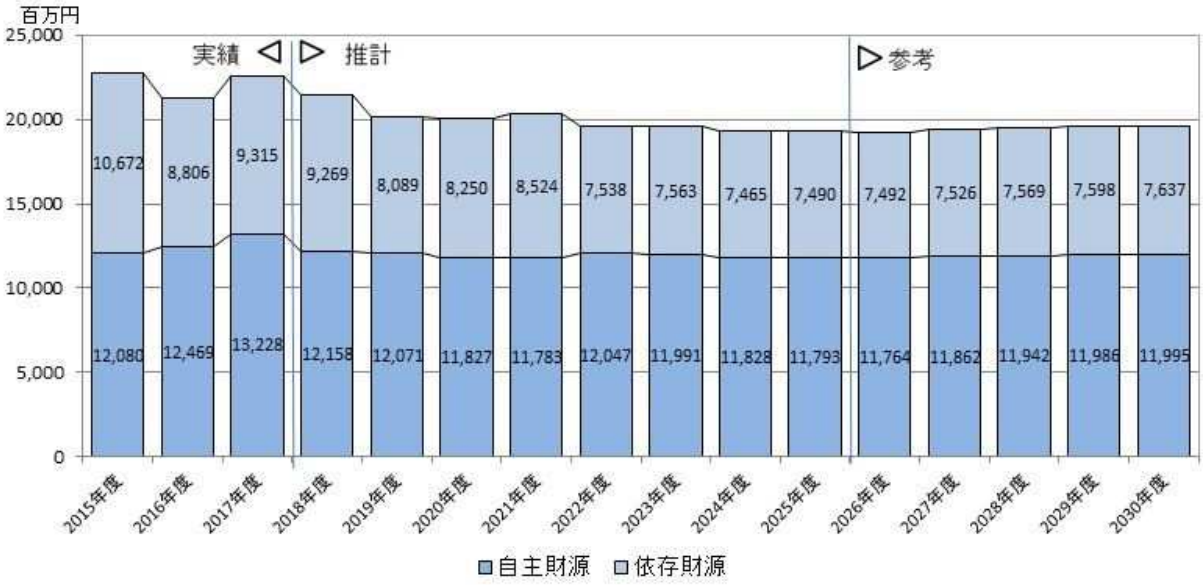


## ウ　地方税

地方税のうち市民税は、2019 年 10 月以後の法人市民税率の引き下げ、2020 年度以後に見込まれる人口減少に伴い、2020 年度以後は減少が見込まれる。また、固定資産税、都市計画税は、企業立地の促進により 2020 年度までは増加が見込まれるが、地価の下落の影響により、2021 年度以後は減少が見込まれる。

図１－３　地方税の推移

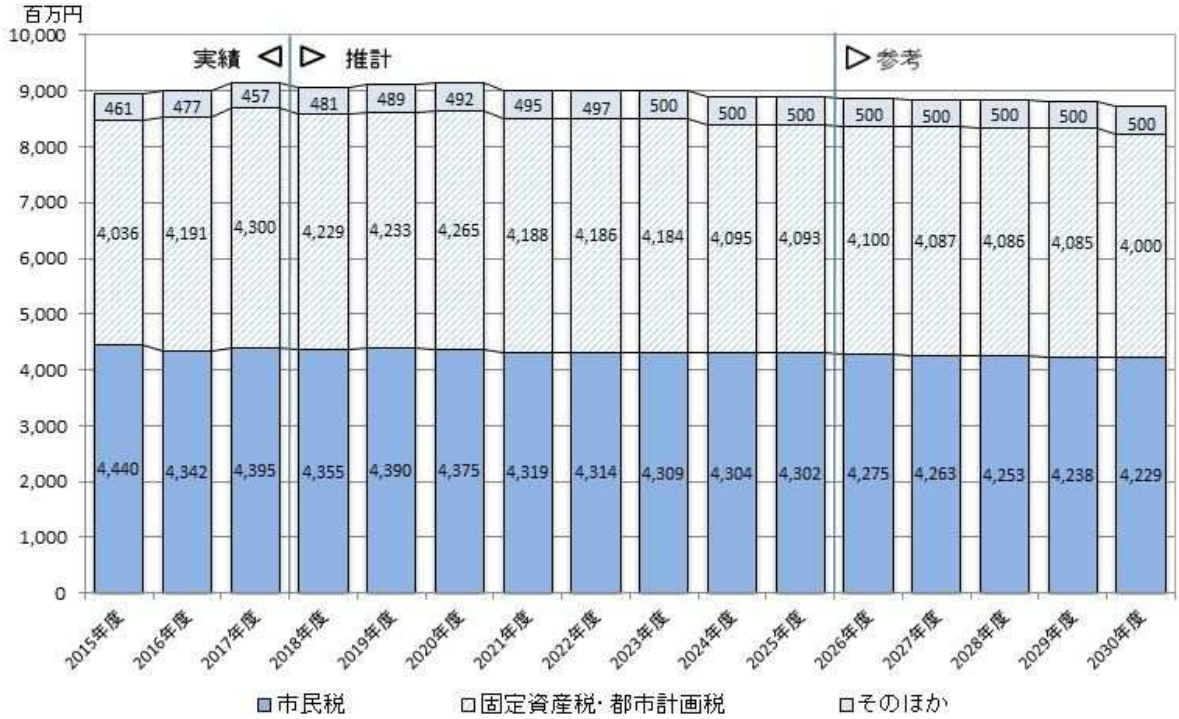

## （２）歳出

### ア 歳出規模

歳出については、小中学校の耐震改修工事や庁舎の整備などの大規模事業が終了するなど、普通建設事業の減少に伴い、2018 年度以後は減少が見込まれる。

その後、新規の計画事業費を見込んでいないことから、2022 年度以後の歳出規模は、１９０億円前後で推移する。

図２－１　歳出規模の推移

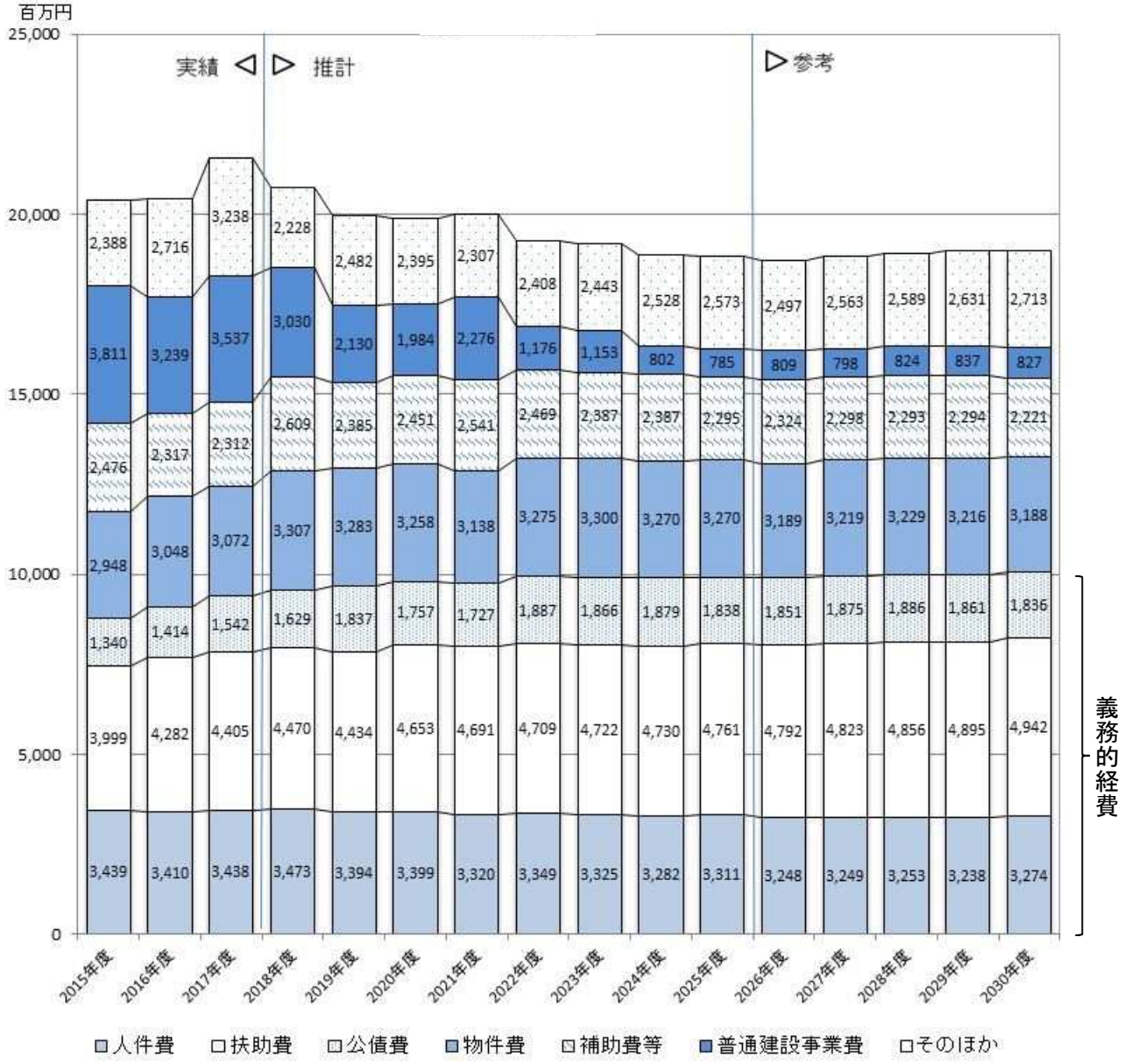

## イ 義務的経費

義務的経費は、支出することが制度的に義務付けられた経費のことで、人件費、扶助費、公債費を指す。

人件費は職員数の抑制などにより減少が見込まれるが、扶助費は消費税率等の改正に伴う社会保障制度の充実、生活保護費の増などにより増加が見込まれる。また、公債費については、給食センター建替事業に伴う借入金の元金償還が始まる2022年度がピークとなり、その後も高い水準で推移することが見込まれる。

図２－２　義務的経費の推移

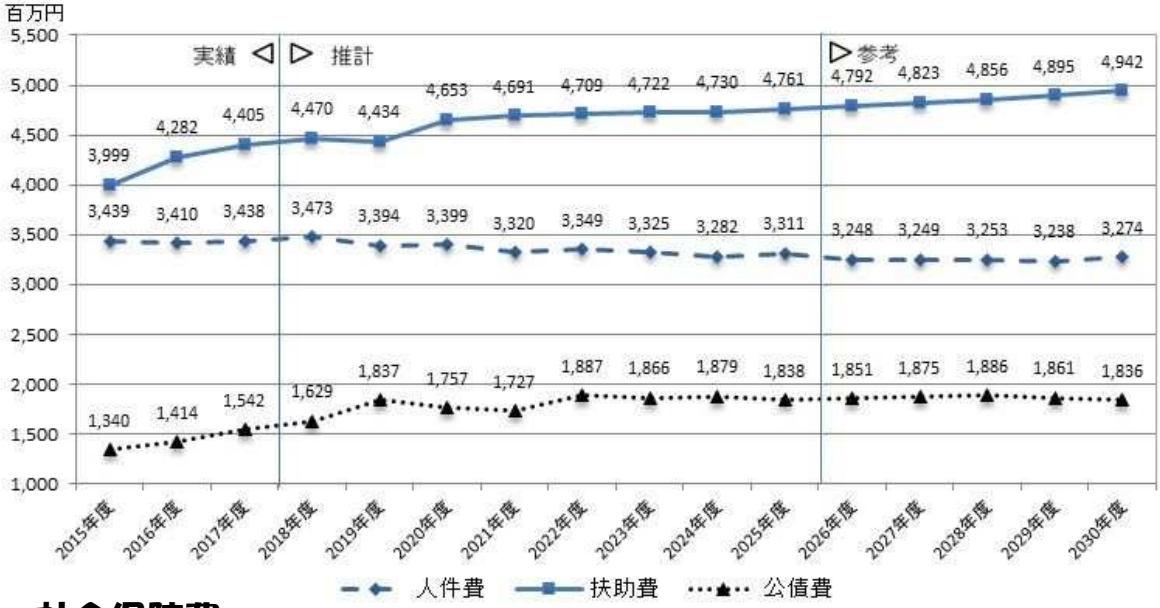


## ウ 社会保障費

社会保障費は、2020年度以後、子どもの数の減少に伴い子どもに係る経費は減少するが、高齢者や生活保護に係る経費は一貫して増加し続けるとともに、消費税率等の改正に伴う社会保障制度の充実などに伴い、社会保障費は増加が見込まれる。

図２－３　社会保障費の推移

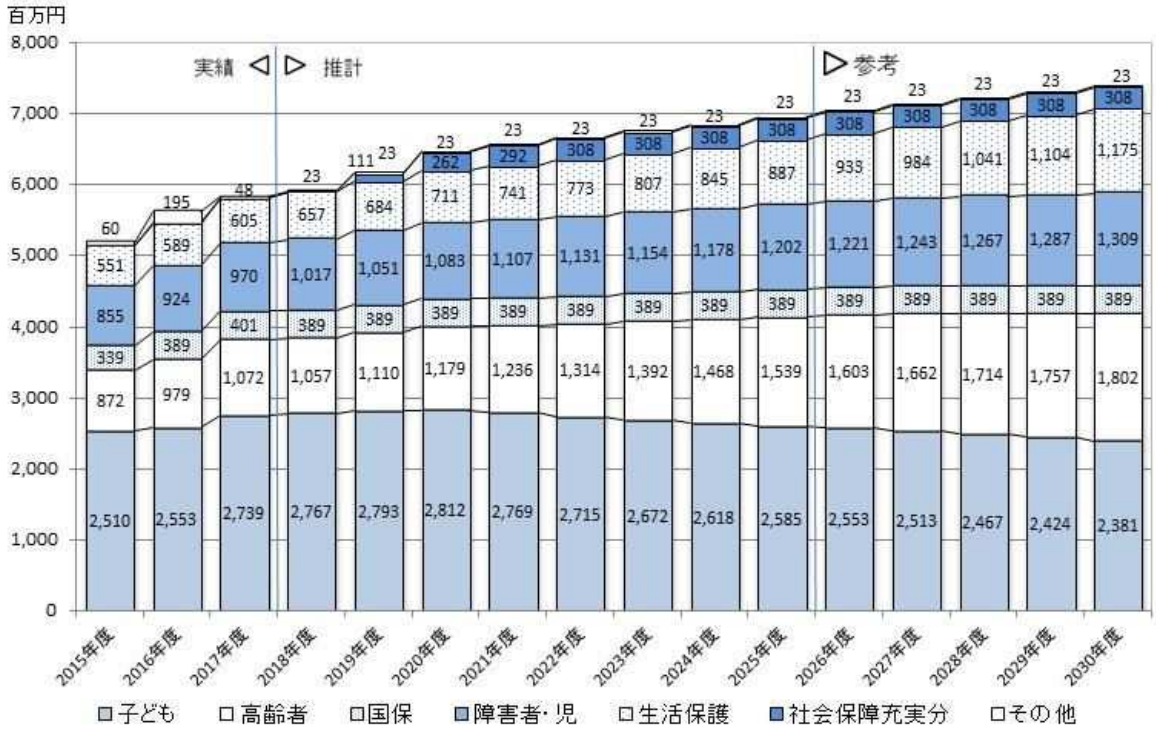

## （3）地方債

地方債の年度末残高は、2018 年度から 2021 年度までは富士公園や工業団地アクセス道路の整備などに伴う借入などにより横ばいで推移するが、その後は新規の計画事業を見込んでいないことから、減少する見込みである。

図３－１　地方債年度末残高等の推移

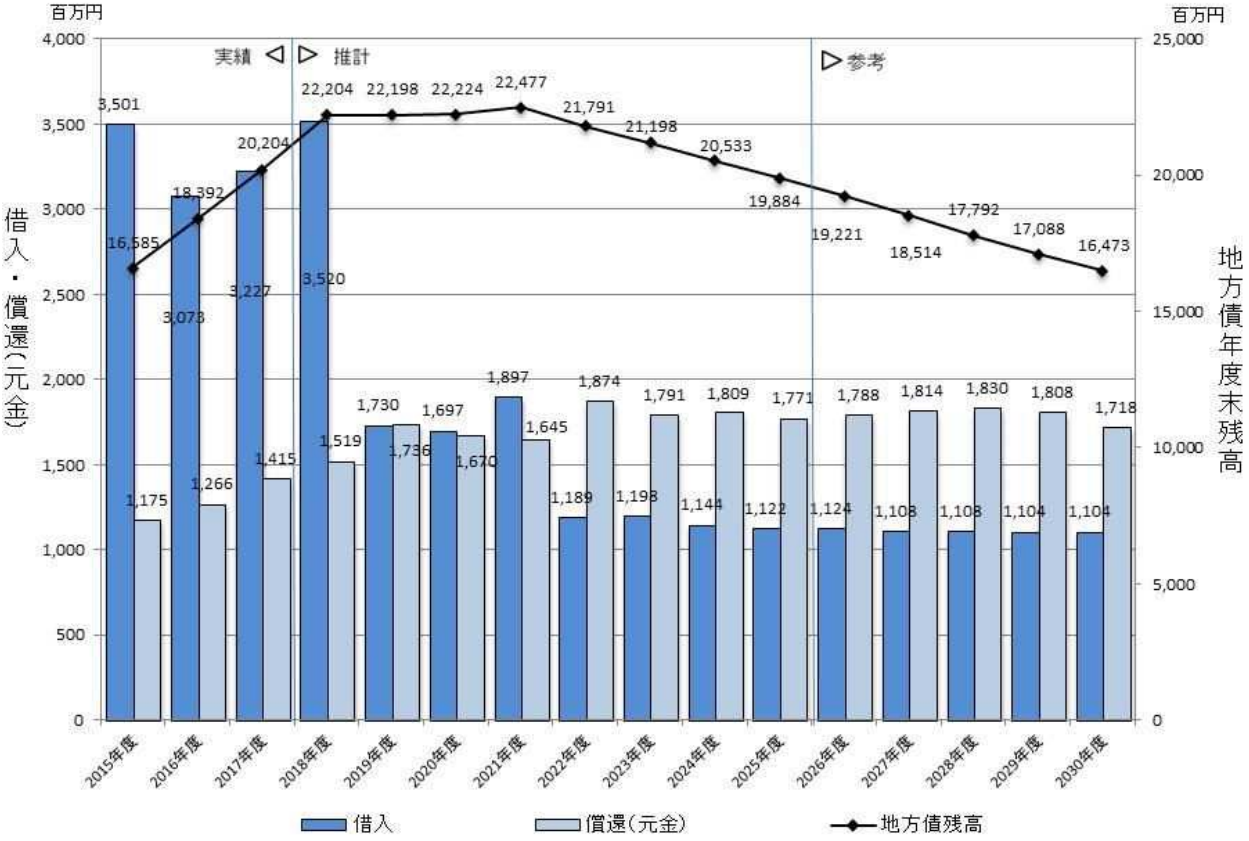

## （4）基金

### ア 財政調整基金

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための市の貯金で、大規模事業の実施により財源が不足する場合や、災害などの特別な財政需要がある場合に取り崩しを行うものである。

2021 年度までは２４億円以上確保できるが、その後は財源不足を補うための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図４－１　財政調整基金年度末残高の推移

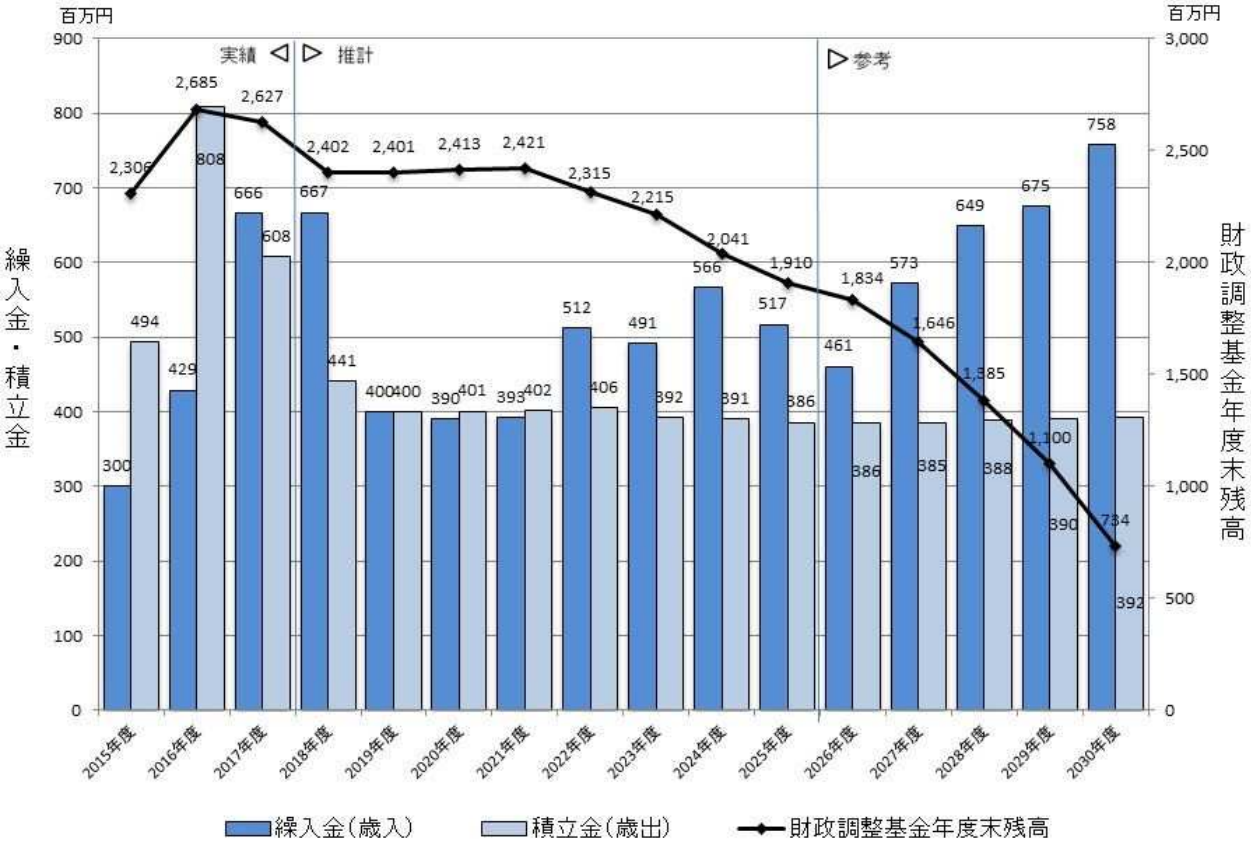


※積立金は、地方財政法に基づき前年度の決算剰余金の１/２を積み立てるものです。

## イ 公共施設整備保全基金

公共施設整備保全基金は、公共施設（建物）の老朽化対策等を計画的に行うための貯金である。

2021 度にかけて１０億円に増加するが、その後は公共施設の改修等に係る経費に充てるための繰入金（取り崩し）により年々減少する見込みである。

図４－２　公共施設整備保全基金年度末残高の推移

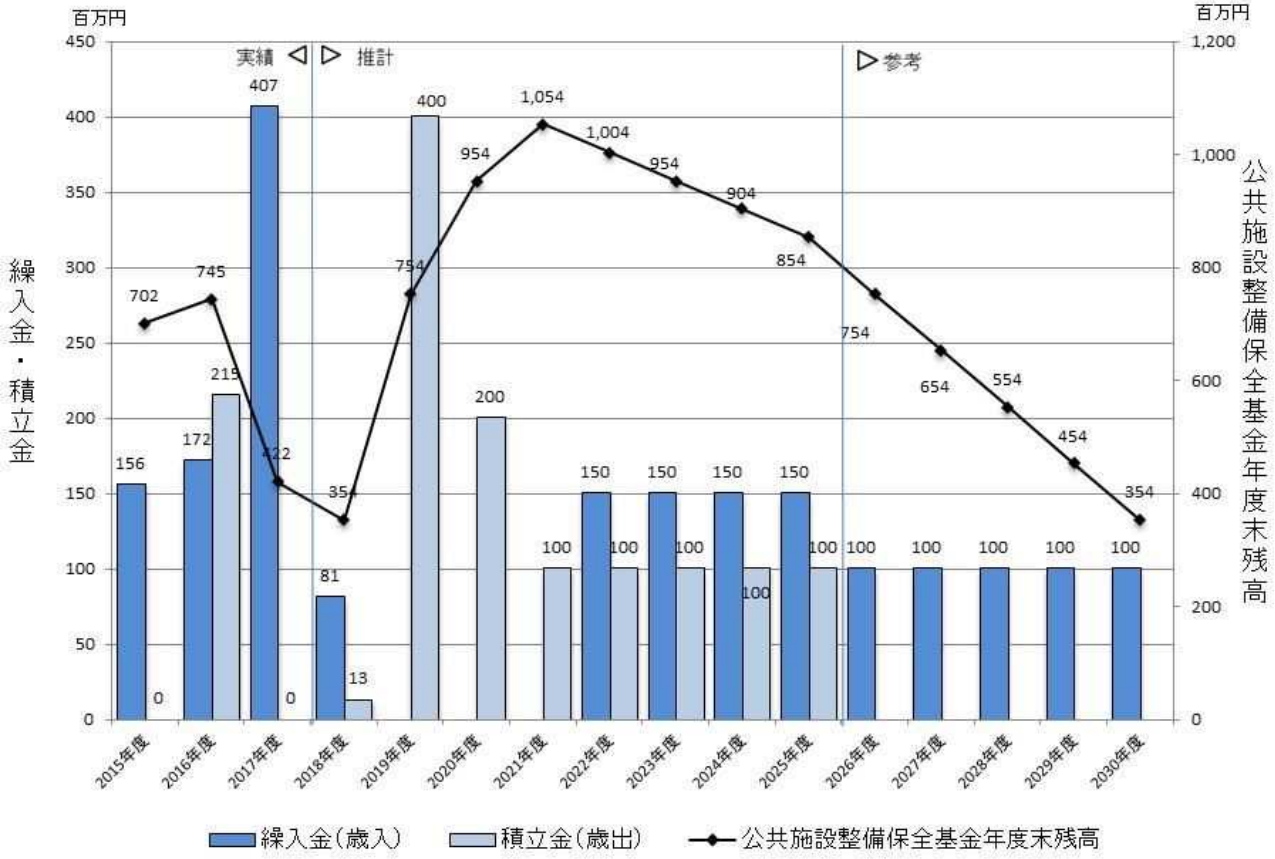

## （５）プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政収支のことで、地方債（借入金）を除いた収入と、公債費（借入金の元利償還金）を除いた支出のバランスを見るものである。

プライマリーバランスがプラスの場合は、地方債に頼らずに、税収などで市民生活に必要な支出が賄えている状態を意味する。逆に、マイナスの場合は、地方債に頼らないと必要な支出が賄えない状態を意味する。

2022 年度以後は、プライマリーバランスがプラスで推移し、地方債に依存した財政運営から脱却するが、引き続き財政調整基金に頼った財政運営が続くことに留意する必要がある。

図５－１　プライマリーバランスの推移

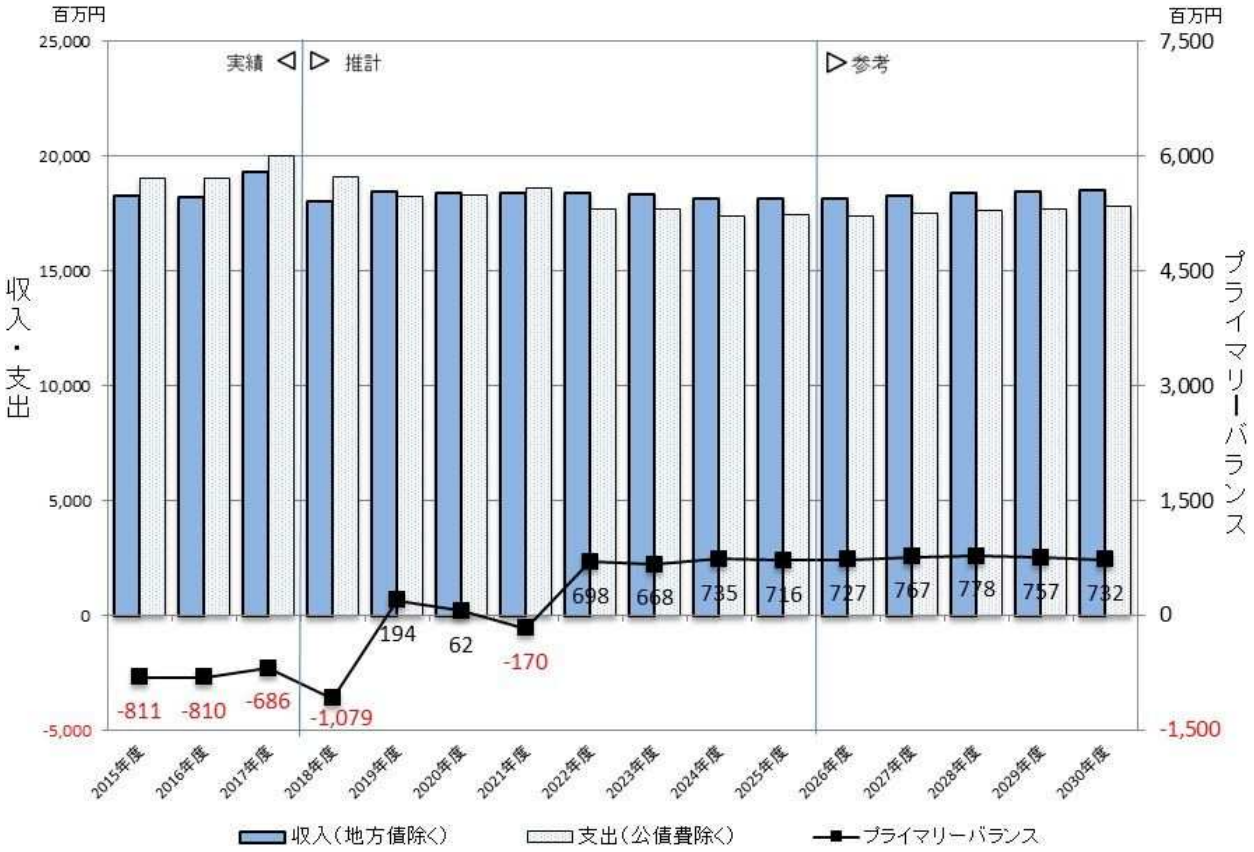

資料２

## 5 財政推計

平成31（2019）年度から小中学校（普通教室）のエアコンを稼働した場合、財政健全化の取組みを行うことより、平成42（2030）年度に財政調整基金残高を約5億3千万円確保できる見込みです。

【百万円】

| 科目 | | 第5次総合計画 前期基本計画 平成29年度（2017年度）決算見込み | 平成30年度（2018年度） | 平成31年度（2019年度） | 平成32年度（2020年度） | 平成33年度（2021年度） | 平成34年度（2022年度） | 平成35年度（2023年度） | 平成36年度（2024年度） | 平成37年度（2025年度） | 合計 | 参考値 平成38年度（2026年度） | 平成39年度（2027年度） | 平成40年度（2028年度） | 平成41年度（2029年度） | 平成42年度（2030年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 地方税 | 9,151 | 9,065 | 9,112 | 9,132 | 9,001 | 8,997 | 8,993 | 8,899 | 8,896 | 81,246 | 8,868 | 8,842 | 8,831 | 8,815 | 8,721 |
| | 地方交付税 | 937 | 946 | 929 | 951 | 967 | 1,000 | 1,016 | 1,027 | 1,021 | 8,794 | 1,038 | 1,059 | 1,069 | 1,079 | 1,089 |
| | 国庫支出金 | 2,725 | 2,381 | 2,796 | 2,798 | 2,861 | 2,536 | 2,521 | 2,471 | 2,518 | 23,607 | 2,524 | 2,544 | 2,580 | 2,625 | 2,641 |
| | 県支出金 | 1,041 | 1,067 | 1,079 | 1,109 | 1,075 | 1,077 | 1,094 | 1,090 | 1,097 | 9,729 | 1,078 | 1,087 | 1,086 | 1,065 | 1,081 |
| | 地方債 | 3,227 | 3,388 | 1,730 | 1,697 | 1,897 | 1,189 | 1,198 | 1,144 | 1,122 | 16,592 | 1,124 | 1,108 | 1,108 | 1,104 | 1,104 |
| | 繰入金･繰越金 | 1,966 | 1,660 | 1,315 | 1,639 | 1,766 | 1,951 | 1,945 | 1,957 | 1,932 | 16,131 | 1,922 | 2,051 | 2,148 | 2,210 | 2,317 |
| | そのほか | 3,495 | 2,922 | 3,151 | 2,855 | 2,844 | 2,840 | 2,791 | 2,707 | 2,699 | 26,304 | 2,698 | 2,691 | 2,683 | 2,678 | 2,674 |
| | 歳入合計 | 22,543 | 21,427 | 20,113 | 20,181 | 20,411 | 19,590 | 19,556 | 19,295 | 19,285 | 182,401 | 19,251 | 19,383 | 19,506 | 19,578 | 19,627 |
| 歳出 | 人件費 | 3,438 | 3,473 | 3,493 | 3,523 | 3,518 | 3,534 | 3,554 | 3,568 | 3,602 | 31,703 | 3,596 | 3,614 | 3,635 | 3,649 | 3,682 |
| | 物件費 | 3,072 | 3,307 | 3,416 | 3,390 | 3,321 | 3,357 | 3,382 | 3,352 | 3,352 | 29,949 | 3,301 | 3,331 | 3,341 | 3,329 | 3,300 |
| | 扶助費 | 4,405 | 4,470 | 4,434 | 4,653 | 4,691 | 4,709 | 4,722 | 4,730 | 4,761 | 41,575 | 4,792 | 4,823 | 4,856 | 4,895 | 4,942 |
| | 補助費等 | 2,312 | 2,609 | 2,385 | 2,478 | 2,569 | 2,517 | 2,436 | 2,437 | 2,374 | 22,117 | 2,404 | 2,379 | 2,374 | 2,376 | 2,327 |
| | 普通建設事業費 | 3,537 | 3,030 | 2,130 | 1,984 | 2,276 | 1,176 | 1,153 | 802 | 785 | 16,873 | 809 | 798 | 824 | 837 | 827 |
| | 公債費 | 1,542 | 1,629 | 1,837 | 1,757 | 1,727 | 1,887 | 1,866 | 1,879 | 1,838 | 15,962 | 1,851 | 1,875 | 1,886 | 1,861 | 1,836 |
| | そのほか | 3,238 | 2,228 | 2,419 | 2,395 | 2,309 | 2,410 | 2,443 | 2,528 | 2,573 | 22,543 | 2,497 | 2,563 | 2,589 | 2,631 | 2,713 |
| | 歳出合計 | 21,544 | 20,747 | 20,113 | 20,181 | 20,411 | 19,590 | 19,556 | 19,295 | 19,285 | 180,722 | 19,251 | 19,383 | 19,506 | 19,578 | 19,627 |
| 歳入歳出差引額 | | 999 | 680 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,679 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政健全化の取組み効果額 | | | | 129 | 181 | 306 | 313 | 358 | 416 | 450 | 2,191 | 546 | 564 | 581 | 611 | 632 |
| 財政調整基金年度末残高 | | 2,627 | 2,402 | 2,388 | 2,299 | 2,209 | 2,105 | 2,003 | 1,826 | 1,693 | － | 1,615 | 1,424 | 1,161 | 874 | 505 |
| 増減 | 繰入金（－） | 666 | 667 | 350 | 492 | 494 | 512 | 494 | 568 | 519 | 4,762 | 463 | 576 | 651 | 678 | 760 |
| | 積立金（＋） | 608 | 441 | 337 | 402 | 404 | 408 | 392 | 391 | 386 | 3,769 | 386 | 385 | 388 | 390 | 392 |

※財政推計の表の見方、財政推計に当たっての不確定要素は、３ページのとおりです。

白井市立小・中学校空調設備の整備に係る基本方針の
一部修正について

平成３０年８月１日

教育総務課

現在、小・中学校へのエアコン整備については、市の財政状況等により、平成３３年度から始まる後期基本計画に位置づけ進めることとしています。

しかしながら、今夏の猛暑により全国的に児童・生徒の熱中症被害が相次いでおり、市においても本年７月に、小学校で延べ２４１人・中学校で延べ９６人の児童・生徒が暑さが原因と考えられる体調不良となり、そのうち小学校で延べ６２人・中学校で延べ２５人の児童・生徒が、早退する状況となっています

この状況を踏まえ、学校生活における児童・生徒の熱中症予防など健康面の配慮、また、夏の異常気象等による学習環境の改善を図り、市として責任を持って熱中症予防等に取り組むため、本年２月に策定した表記基本方針の一部を下表のとおり修正することとしてよろしいか。

| 修　正　案 | | 現　　行 | |
|---|---|---|---|
| ページ | 本　　文 | ページ | 本　　文 |
| ３、４ | **（２）整備時期**<br>空調設備の整備にあたっては、小学校と中学校において整備時期による格差を設けず、かつ普通教室と特別教室についても、使用時間の多少の差などにより区別せず、何処にいても児童・生徒が学習意欲を低下させることなく学べるよう、すべての小学校（９校）及び中学校（５校）の普通教室並びに特別教室に同時に整備することが望ましいが、財政状況や事業方式等により、<u>当面普通教室への整備について</u>十分検討する<u>とともに、併せて特別教室への設置についても整備時期の検討を進める。</u> | ３、４ | **（２）整備時期**<br>空調設備の整備にあたっては、小学校と中学校において整備時期による格差を設けず、かつ普通教室と特別教室についても、使用時間の多少の差などにより区別せず、何処にいても児童・生徒が学習意欲を低下させることなく学べるよう、すべての小学校（９校）及び中学校（５校）の普通教室並びに特別教室に同時に整備することが望ましいが、財政状況や事業方式等により、<u>段階的な整備についても</u>十分検討する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | なお、普通教室への整備時期については、児童・生徒等の健康の保護を最優先に考え、空調設備の整備期間を考慮し、平成３１年度中を目途とする。 | | なお、整備時期については、児童・生徒等の健康の保護を最優先に考え、白井市第５次総合計画後期実施計画（平成３３年度から平成３７年度）に位置付けたうえで整備を進めることとする。 |
| 5 | **（４）運用期間と期間終了後の取り扱い**<br>運用期間は、空調設備の耐用年数を参考に、最も市財政に影響が少ない期間を検討する。<br>なお、運用期間終了後の設備更新等については、メンテナンスを定期的に行うことにより、運用期間後も継続して使用することが見込まれることから、使用期間終了の１年前の時点で設備の状態や先行導入した市町村の更新状況等を踏まえて総合的に判断し、継続使用の可否や継続する場合の期間等について判断する。 | 5 | **（４）運用期間と期間終了後の取り扱い**<br>運用期間は、空調設備の耐用年数である１３年間とする。<br>なお、運用期間終了後の設備更新等については、メンテナンスを定期的に行うことにより、運用期間後も継続して使用することが見込まれることから、使用開始後１２年が経過した時点で設備の状態や先行導入した市町村の更新状況等を踏まえて総合的に判断し、継続使用の可否や継続する場合の期間等について判断する。 |
| 5 | **（５）事業費の考え方**<br>事業方式等を比較するにあたっての事業費は、設計から施工までの設置段階における事業費（イニシャルコスト）と空調設備の法定耐用年数である１３年間分のメンテナンス料及び光熱水費などを合わせた維持管理費（ランニングコスト）を合わせた経費（トータルコスト）とする。 | 5 | **（５）事業費の考え方**<br>事業方式等を比較するにあたっての事業費は、設計から施工までの設置段階における事業費（イニシャルコスト）と＿＿＿＿＿＿＿＿１３年間分のメンテナンス料及び光熱水費などを合わせた維持管理費（ランニングコスト）を合わせた経費（トータルコスト）とする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 本事業に要する概算事業費については、空調設備の法定耐用年数である１３年間に要する設計費（基本設計、実施設計）、施工費（施工費、施工管理費）、維持管理費（メンテナンス料、法定点検料、光熱費など）として、下表に示すとおりである。<br><br>（略） | | 本事業に要する概算事業費については、空調設備の運用期間を１３年としていることから、この間に要する設計費（基本設計、実施設計）、施工費（施工費、施工管理費）、維持管理費（メンテナンス料、法定点検料、光熱費など）として、下表に示すとおりである。<br>事業費については、動力源や事業方式により大きく異なるため、事業の実施にあたっては、最適な事業方式等によりトータルコストが最小となるよう精査する。<br>なお、事業費については、スクラップ＆ビルドの徹底、事務事業の効率化の推進、使用料・手数料の見直し、補助金の見直し、既存事業の見直しによる無駄排除の徹底などの行財政改革の促進、課税客体の補足の徹底、税等の徴収率の向上などによる収入の確保、一時的なものとして公有財産の処分など、総合的な取り組みにより対処していく。<br>国の補助金（交付金）については、平成２８年度まで全国的に耐震化改修工事が行われていたことなどから、優先順位の低い空調設備の整備事業については、交付されない状況が続いていた。また、今後は全国的に老朽化に伴う改修事業（長寿命化事業）が多くなる見 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 込みであり、補助対象事業として採択がされるかは、見通せない状況である。 |
| １０ | （２）健康な身体や体力の向上のために<br>　児童・生徒には、運動や遊びをする体力や運動に親しもうとする態度を育て、生涯にわたって健康に過ごしていくための基礎を築くことも重要である。<br>　そのため、空調設備を導入した後には、使用する時間帯や温度設定を適切に設定するとともに、併せて運動や遊びを奨励し、健康な身体や体力の向上に向けた取組みを推進していくことを基本とするが、近年の異常な夏季の気象状況を勘案し児童・生徒の体調管理には十分注意を払い、柔軟な対応を心がける。 | １０ | （２）暑さに負けない力の育成<br>　児童・生徒には、暑さに負けないで運動や遊びをする体力や運動に親しもうとする態度を育て、生涯にわたって健康に過ごしていくための基礎を築くことも重要である。そのため、空調設備を導入した後には、使用する時間帯や温度設定を適切に設定するとともに、併せて運動や遊びを奨励し、健康な身体や体力の向上に向けた取組みを推進していく。 |